一～八	［略］	［略］	［略］
九	1～12　［略］ 13　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた者	［略］	［略］
	14～16　［略］		
十～二十三	［略］	［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○農林水産省告示第千二百四十一号

外国人漁業の規制に関する法律施行令（昭和四十二年政令第三百二十五号）第三条の規定に基づき、平成二十八年七月二十一日農林水産省告示第千四百九十六号（農林水産大臣の指定する船舶を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年六月一日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

一～八	［略］	［略］	［略］
九	1～12　［略］ 13　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた者	［略］	［略］
	14～16　［略］		
十～二十三	［略］	［略］	［略］

国際的な枠組み	船名	国際海事機関船舶識別番号	呼出符号
インド洋まぐろ類委員会（IOTC）	ABUNDANT 1	〃	CPA 226
	ABUNDANT 3	〃	CPA 201
	ABUNDANT 6	〃	CPA 221
	ABUNDANT 9	〃	CPA 222
	ABUNDANT 12	〃	CPA 202
	（略）	（略）	（略）
	ANEKA 228; KM.	（略）	（略）
	BENAIAH	〃	〃
	BEO HINGIS	〃	〃
	CARMAL MATHA	〃	〃
	CHI TONG	（略）	（略）
	DIGNAMOL 1	〃	〃
	EPHRAEEM	〃	〃
	（略）	（略）	（略）
	KIM SENG DENG 3	（略）	（略）

改正前

一～八	［略］	［略］	［略］
九	1～12　［略］ 13　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた者	［略］	［略］
	14～16　［略］		
十～二十三	［略］	［略］	［略］

国際的な枠組み	船名	国際海事機関船舶識別番号	呼出符号
インド洋まぐろ類委員会（IOTC）	（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）	（新設）
	（略）	（略）	（略）
	ANEKA 228; KM.	（略）	（略）
	（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）	（新設）
	CHI TONG	（略）	（略）
	（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）	（新設）
	（略）	（略）	（略）
	KIM SENG DENG 3	（略）	（略）